

上尾市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 7 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 2 号

上尾市会計規則の一部を改正する規則

上尾市会計規則（昭和 4 0 年上尾市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 3 項中「口座振替申込書」を「口座振替の方法により納付する旨の依頼書」に改め、同条第 4 項中「納付を依頼している指定金融機関等その他前項の規定に基づき提出させた口座振替申込書に記載した事項で当該歳入の納付に係るもの」を「納付に係る事項」に、「口座振替取消・変更届」を「口座振替による歳入の納付を取りやめ、又は口座振替による歳入の納付に係る事項を変更する旨の依頼書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、口座振替による歳入の納付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市会計規則第 2 2 条第 3 項及び第 4 項の規定による申込書及び口座振替取消・変更届は、それぞれ、この規則による改正後の上尾市会計規則第 2 2 条第 3 項及び第 4 項の規定により提出された依頼書とみなす。